

いよいよ裁判員制度!!

…でも、その前に



裁判員制度

●選任手続には何人呼ばれるの?

裁判員候補者として裁判所にお呼びする人数は、一つの事件につき、50人から100人程度を予定しています。裁判員6人を選ぶためにこれほど多くの方をお呼びするのは、無作為に選ばれた裁判員候補者の中に法律上、裁判員になれない方や、辞退が認められる方が含まれているためです。

●選任手続は午前中に行う予定です

選任手続は午前中に行う予定です。裁判員に選ばれた方は、その日の午後から裁判に参加していただきます。選任されなかった方は、午前中でお帰りいただけます。なお、一度選任手続に来られた方については、年内に再びお呼びすることはありません(ただし、当日来られなかった方、辞退が認められて選任されなかった方は、年内に再びお呼びする可能性があります)。

本年12月ころ、「裁判員候補者名簿に載りました」という書面が自宅に届きます。



来年、5月21日以降(裁判の6週間前までに)、裁判員を選ぶ手続に参加してくださいという書面が自宅に届きます。

選任手続当日・・・

裁判所に来ていただき、裁判員になっていただけるかどうか、裁判員になれない事情などをお伺いします。



厳正なる抽選で(パソコンによるもの)6人の裁判員を決定します。

裁判員制度について

もっと知りたいと思ったら・・・

「裁判員制度 最高裁」で検索
(<http://www.saibanin.courts.go.jp>)、
または、

さいたま地方裁判所

けいじしやうてい
刑事訟廷事務室

☎048-863-4111 (内線5201) まで、
お問い合わせください。

●交通費は出るの?

裁判所に来ていただいた裁判員候補者と裁判員には、交通費が支払われます。このほか、日当と宿泊費(裁判所から遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ場合に限る。)が支払われます。

なお、日当の具体的な金額は、裁判員候補者については一日あたり8千円以内、裁判員については、一日あたり1万円以内となっています。

廃棄物の不法投棄・野外焼却・不適正保管は禁止されています

県・町では、廃棄物を適正に処理し、快適な生活環境を守るために、廃棄物の不適正処理行為に対して、監視・指導を行っています。

◆不法投棄禁止

河川などの公共用地や他人の土地はもちろんのこと、自分の所有地内においても廃棄物の投棄や埋め込みは禁止されています。

◆野外焼却禁止

次の場合を除き、廃棄物の焼却は禁止されています。

- ・ 廃棄物処理基準に従って行う焼却
- ・ 農林業を営むためにやむを得ない焼却
- ・ 宗教または風俗慣習上の行事のための焼却
- ・ たき火など軽微な焼却

罰則

廃棄物を不法投棄した者および違法に野外焼却した

者は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金(法人に対しては1億円以下の罰金)

◆不適正保管禁止

排出事業者は、産業廃棄物を処理または委託するまでは、法令で定められた保管基準に従って、適正に保管しなければなりません。

主な保管基準

- ①周囲に囲いを設けること
- ②掲示板を設けること
- ③飛散、流出、地下浸透しないこと
- ④保管の高さを守ること
- ⑤ねずみ、蚊、ハエなどを発生させないこと

問合せ 秩父環境管理事務所 ☎23-1511
町民生活課環境衛生担当
☎62-1230 内線105